

馬誌

器具部

三十六

| | | | | |
|----|---|---|-------|-----|
| | | | 一七三九五 | 和書門 |
| | | | 一三〇五 | |
| 六二 | 四 | | | |
| 冊 | 架 | 函 | 號 | 類 |

| | | | | |
|---|---|------|---|---|
| 庫 | 文 | 閣 | 内 | |
| 五 | | 七三九五 | | 和 |
| 兩 | 六 | | | 書 |
| 一 | 二 | 五 | | |
| 架 | 冊 | 號 | 類 | |

武備兵法

| | |
|------|-----------|
| 内閣文庫 | |
| 番號 | 和 17395 |
| 冊數 | 62 (37) |
| 函號 | 154 455 |





手綱

器具部

馬誌卷之三十六目錄

淺草文庫



手綱

器具部

馬誌卷之二十六



馬誌卷之二十六

器具部

手綱

一 手綱をタツナと訓する事ハ馬を取する人ノ
 手ノつゝをいふことニ心してテとタと通音ナリ然レ
 今ハ布を用ゆれハつゝなとい祿ノカノといも
 七ノ唐古ニて車ハ馬をかけたしうせうろそ馬
 綱を御者といふもの主人の同車にありて彼

綱を以て馬を自由につくり御者をつくる
たつたるほよの人の席ち自身に彼綱を取て
車をつくる此綱と轡といふ轡の字は綱の
車からけ字は六書の中より象形といふ字の
作り松るる中車車の字を入るは上車
六足の馬をかけた引せくる車車を書きたる
車をひく馬の口に銜をこませ銜小綱を付て
車中に御者ありてそ綱を執り馬を自由に
まゐらる下よの字を付くるは馬の口なり

左右の系を書いた綱を造るときは左
右の系をくり書ていれを紐は故に馬の
綱と知れるは車車の字の字を加へるは
るけ一字の中より重きものには右の系
なり車とやといひてはひよ加へるは
るりたれは轡の字は馬の口は手につく綱の
名は同る字なり依てクワワラと訓も是は
は手につかといふ事なり今ハタナと訓も

は手につか
安都馬具佐
安齋漫筆

一 綱ハ元來綱と用ひしころより古きに因てタツナ
と訓と陣中へハ布を左繩なるうて用ふるこ
りハ祝もちの綱と用ひしころより布を用ひしころ
古來の馭法と違ひて古來馬の脊に跨りて
かけし手を忙しくもるによりて綱を引しもの内
悉くもによりて布を用ひしころなり 安都馬具佐
一 轡ハ倭名抄ハ兼名花を引て轡一名ハ鑣ハ
豆和都良とよむ俗ハ久都和といふころ又楊氏
漢語抄ハ韁ハ韁ハ一に馬韁といふころ注

せり楊氏ハ韁といひしころより
祝ハ悉く誤抄なり鑣ハ久都和の加ハ義きて韁ハ
於毛都良とよむあれ轡ハ増韻ハ馬韁なり
いし禮記注疏ハ馬を御する索なりと見えたり
毛詩ハ六轡在手といふころなりそれハ古への
制ハ車ハ四つの馬を駕すと車の轅をとりて
さし二つの馬をハ兩服といひ服馬の左右の外ハ
ある二つをハ驂馬といふなり一つの馬ハ左右の轡
二條つらハハ四馬ハハの轡なりそハ右の驂馬

の内のかゝの轡を車に軾ひつをぐる故に轡
と云ふに六轡と云ふそれを執て四馬を御する
るれがくといふなり或は鑣或は鞆と云ふに
いうてはまにちるべき又係を以てするを轡と
いひ草を以てするを倭といふも見ざるなり
轡といふものの我朝の細といふものにて
らるなり正字通に鞆は轡の別名なりとも注
しこれに揚氏に鞆といひしにありしを
按るに倭名抄に細といふものを見ざる

して鑣の字の外に此轡の字をわち出
くるにわかに源順の云ふ小久都和都良
といふに今も細なるへ又源順の云ふも
俗に轡といふ字を鑣の事にも用ふれば俗
に小久都和といふと注しるなり彼見
通し考ふるに倭名抄の説悉く誤れるも
あらむたゞ引用する書に一名に鑣一馬鞆たり
かといふ事を削りてをせむの誤れるなり

本朝軍器考

一 轡の字をタツナとよみて宜しきなり日本
古へより誤りてクツハとよみて用ひ来る中
久し俗習改めかゝり然れども近來文字學の
穿鑿精しきは依て漸く誤り用らざるを
知てくつを子銜の字を用ひせんとし轡と
糸綱ふをてて用ひかゝり差ひつらんず
を恐るゝたりなり 安都馬具佐

一 轡を又韁とも書へり古へも多し糸綱
とのみ書へり又轂又鞆と書はよくさ

一 委し軍器考に論せり又式し韁鞆
と書へり考ふる糸籠頭をも韁鞆をも共糸
於毛都良と式し讀んは面懸と糸綱とを
一つ小續けかゝりて韁鞆といへるなり
軍器考 補正
一 韁又鞆に作る韁の口はらるを鞆といふ又或は鞆の
以て馬を控へり馬韁を引りて馬を勒りて
止る所以なり御者今用らるる控なり近世韁鞆
の字を以て諸本の教一定なり糸綱と讀んは和
訓いりといへるも分明なり今指布を以て糸綱

一 糸繩を以て張綱と云ふは和俗其品を以てん
 くの辞より前よりつるを返綱と云今大方に尋脈
 の使保歩るる綱に二尋より馬を駕するの具後
 づるに尻綱まらきといふ古代の風を時置ふより考ふ
 一 韁鞅なるもの承鞅にさして控ものなり所謂
 轡を籠へ綱返して去て執りし時の行事は所謂
 籠頭なるものを綱とさし又差繩とさしなり年中
 行事繪巻物に見ゆ式の定とい同くまらき
 具佐 安都馬具佐
 一名所

一 承鞅みつ一子云く七寸倭名義豆岐俗小云く三都

岐 倭名抄

一 承鞅ハ水付あり馬の口小近きありに伺の時
 かと濡るあり水付といふを同七八寸に志り
 来るの故小古書に七寸と書てみつまらきと訓
 せん 安都馬具佐

一 水付いづくわの蛇口の事あり又綱う
 支堀をもいへり之議一統か記せり綱の
 方よいへるあり 軍器考補正

一 曲りとある網の真中を引又折とも引
け不締の折目されいこそ引るれば不
家の紋もい何まで七尺を添付へ一又
四寸とろうも添残しても置たう利用ら
禮式よりいともい俗中を露といへり
是に非るる露とい馬小乗りも網構へて
輪を取末の下りくる不を露とい一不
限るへとも又一説に中を水付とい長
網のとき馬上よりさけて水につけ馬の

口か洗ふ等の用をかきを以て水付と
いふる見長子網にあつていふ
魚をむけの如きの用方にあつていふ事なり
偶如うの一事つうとて古へよりの名称を
改めりとも普通の稱といふ難
安都馬具佐
一 古への網は蘇芳綾。系綾棟綾。と
桃花 蘇芳の平緒伏組つうかとも見とるに
葉 蘇芳の平緒伏組つうかとも見とるに
移鞍は唐の制よりして伏組る平緒を用ひ
しとる縁を以てとるを轡といふ説を合

武士の用いし布は、大やうの布を
や用ひしん筋を細かくし、今用るもの
如く深き布、帛の類を、大将出陣の時々
かつ色の細を用ひ、勝色と黒色をいふ
たりかときるせし又、鏢を細くし、ものいさ
戦の時に用ひしものあり 本朝軍器考

一 延喜式は、乘輿のものに、練純の韁鞆、女鞆に
細布の韁鞆、走馬の料に、調布の韁鞆か
見えたり又春日社の唐鞆の圖は、組糸の

重きけしに唐鞆は、組糸の細を用る、又建武に
八幡行幸のとき、中納言房卿唐糸の細を用
ひし、太平記色も鞆より唐鞆に、蘇芳
綾常の如く四位以下青綾より、和鞆に公卿蘇芳綾。
四位以下棟綾より、飾抄又蘇芳綾。公卿これを用ひ
棟綾。殿上人以下四位五位これを用ひとも見えたり
物具抄 枕より嘉禎二年、義作守 其名を注せし 蘇芳綾の
細を用ひ 飾抄 康永十四年、新女院入内、のとき、内大
臣棟綾の細を用ひる 有職抄 け等、如何なる

故う又保安五年二月十日

上皇雪見御幸のとき内騎馬に蘇芳綾乃

御衣細るるすい見えり有職抄其外細の色は

紫綾紺綾かき見えり又襦の細といふ事

安元柳賀子聞えりも是引縵の事よや

太平記に藤房卿の馬二町は八匹を細入させて

とあるも引縵の事なり又淡黄を細赤を細を

と諒圖のときの具は見えり武家の細は

紺筋を用ひへり茜染紫布柳染かき

はしとも是は私事なり今川了俊の説は
見えり

伏見院の北面齋藤時成抄まゝ庭訓往来

にも細筋からんの所をときくは紺も

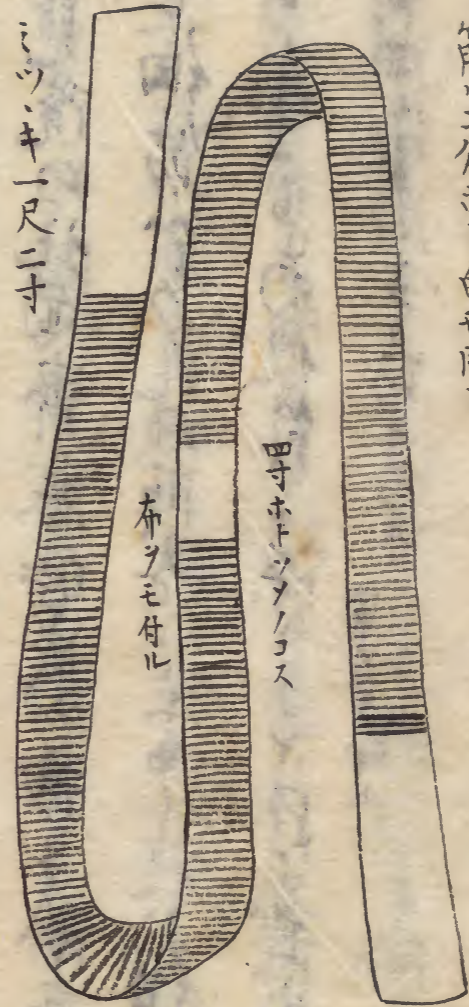
からんよもあれ筋は深しとのて武家の事

小用物の事もあつたり

軍器考補正

一 韁圖

筋ハ二分ホト白モ同シ

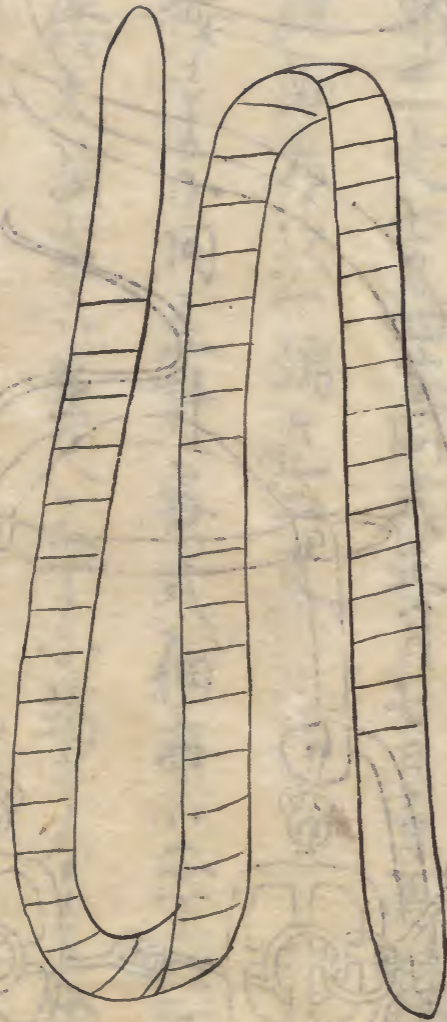


承韁一尺二寸

此ノ如ク染タルヲ細筋ト云色ハ大方花色萌黄ナトヨシトス

一 袋手綱圖

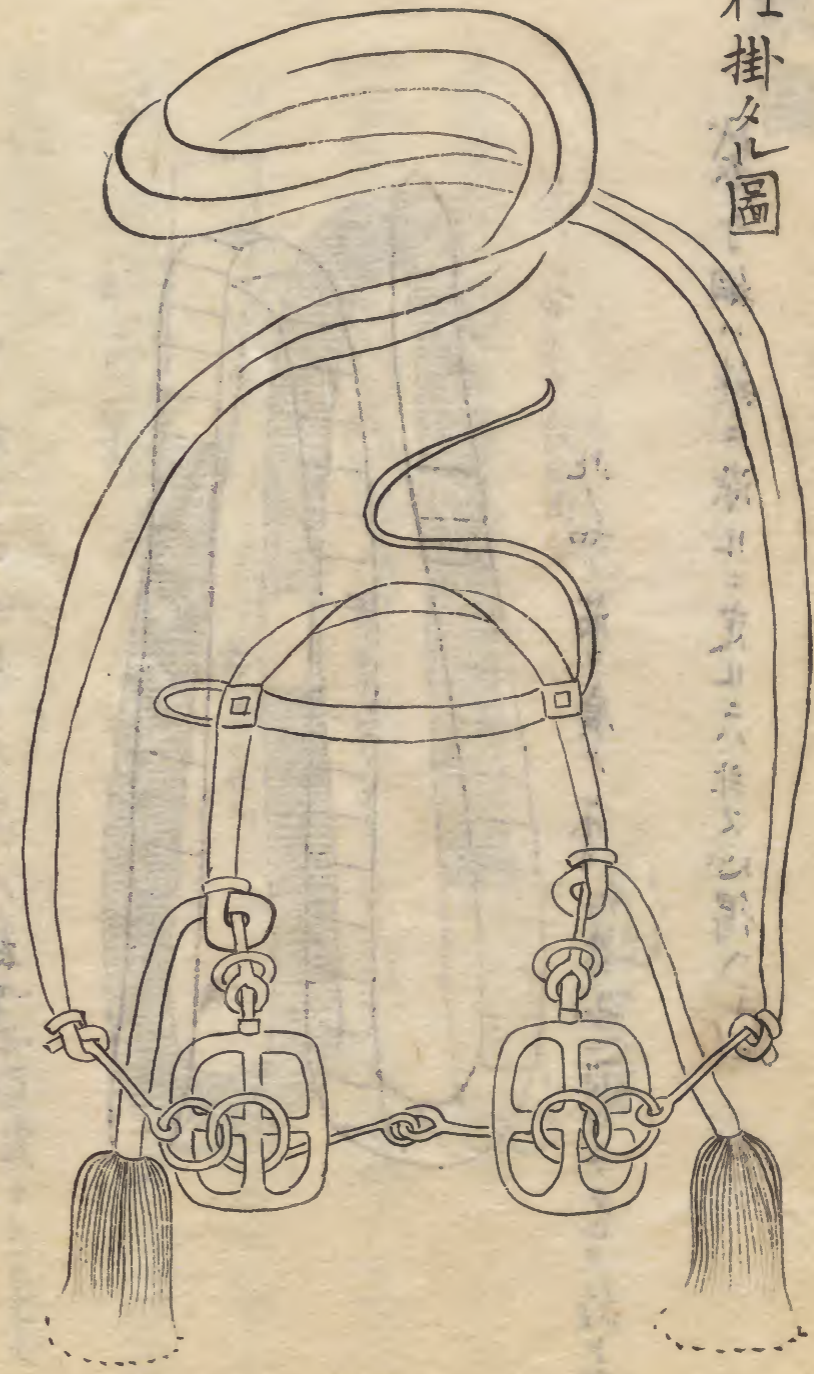
両端ヲ袋ニ縫置ヘシ



袋手綱ハ綾ニ染ルニ定ルニハ非ス心得ヘシ

一 銜ニ總羈手綱ヲ

仕掛名圖



一 安都馬具圖

安都馬具佐

一 延喜式。左右馬寮式。造御鞍一具料。練絶二丈三尺四寸。四尺四寸鞍褥料。七尺屨脊料。一丈二尺韁鞆料。細布二丈七尺四寸。同式正月七日青馬料中但韁鞆紺細布以一端充二足。

按さる小同王計寮式。細布二丁に端ともも倭文調布に並に二丁小端をもも各長は丈二尺廣は二尺四寸はの如くももれは丈二尺の細布を馬二足に充れ一足の分二丈一尺をもも練絶一丈二尺韁の料。細布一丈二尺鞆の料

一 同式造女鞍一具料。細布一丈一尺。三尺五寸。麁脊料。七尺五寸。韁鞞料。

按より大諸禮。細の寸法七尺五寸より右寸法に符合せり。

一 同式。凡賀茂二社の祭走馬十二足。松尾二足在此内馬別に

韁鞞の料。調布四尺二寸。五月五日節式。韁鞞料。

調布四尺二寸。造走馬鞍一具料。調布二丈三尺。七尺

麁脊料。五尺。小腹帶料。七尺。表腹帶料。四尺。韁

鞞料。六式。造走馬鞍一具料。調布二丈三尺。七尺

一 江家次第。臨時競馬。兼時説云。若負武父者。是子

綱長也。可縮一寸。其綱ハ甚ハ短

按より走馬の綱ハ甚ハ短

一 吉記。文治三年十一月七日。石清水行幸供奉

藏人佐定経。檢非違使用。沃懸地鞍。緋手綱。

一 忠定卿の記。應永三年九月十七日。入道准后大

相國殿。御登山也。官人大夫尉。中原章頼。馬青黒

総鞞。鞍沃懸地。壺鏡。赤手綱。

一 上皇御料。或有総或錦例。○愚昧記。仁安四年

三月十二日。今日。上皇御幸高野。御出京次。御馬韋毛。銀地鞍。水

精洲濱等。中小豹切付。鞞。打金物。泥障有。

伏輪。蘇芳綾手網末有総。

一 實躬卿の記。徳治二年十一月二十日。今日

一 法皇為東大寺御受戒。御幸南都。次引御馬

中略次又一匹。鶴毛。餉錦手網。

一 移鞍料。衛府装束抄に行幸供奉事。移し

成りし。雪かき。みとして。白布を。禮。うらうら

ろよ。ろよ。網。いけの。糸を。奉。解。い。四。組。き。る

ろり。せん。も。八。組。ま。さ。く。馬。丸。う。つ。手。網。い

蘇。芳。の。き。ん。餉。抄。小。移。う。手。網。蘇。芳。平。緒。有

伏。組。諸。鞍。日。記。移。鞍。手。網。蘇。芳。手。網。と。て

結。と。深。く。あ。く。あ。く。似。く。御。襖。行。幸。服

飾。部。類。壽。永。元。信。範。記。云。く。内。舎。人。二。人。中略

騎。移。馬。韋。蘇。芳。打。物。押。伏。組。

一 明月記。小建曆三年七月廿五日。伊勢公卿

勅使發遣

隨身頼武給 八月五日給之三
公御馬具給隨身

一 時繪骨紺手細腹帶。鹿皮鞆覆。隨身頼
次給御馬。

一 時繪骨。白差繩。紺手細腹帶。鹿皮鞆覆。
一 明月記布衣記。水干鞆。手細腹帶。ちんの類
志くまの浅黄ちん

是公卿勅使の前駈の風流北面龍口の常う
あままい其振を同うも水干鞆は用
いらまるり同記は頼武頼次に給へる

御馬。紺手細と注せりれも水干鞆と思ひ
侍り

一 布衣記に馬梅えやうの事髪まくさを沓かけ
も鞆は水干鞆略次中水干細腹帶ちんの類
此らとい浅黄ちん

按さるる水干鞆の手細は公卿殿上入地下六
位まても上下の差別がく紺は淡かちん浅黄
の類又家の紋を染るもあり一様さるも

一 源平盛衰記水元本強き馬なりけれは己れら

力を頼つて出雲衛の丈あるに子綱二筋より合
せて乗るけり又云く敵ハ射るも川中より引
引くと一一流れて笑つるも弓の存等童より
小少掛よ此等ハ古久強馬に子綱を二筋より又
子綱小童をよりたるをり

一 玉海は治承二年春日使唐鞍蘇芳漆の子綱村
濃差繩壽永元年信範記唐鞍蘇芳漆韁
白差繩○此ハ時の行事韁韉分して主人の取
わく子綱といひ權人の執る物を差繩といふ

殊々唐鞍小風流を盡されし事を記せる永治
元年十月御襖前駐五位十六人蔭繪螺鈿ノ鞍
虎皮ノ切付障泥小総櫃然し子綱六位四人緑
螺鈿ノ鞍蘆鹿ノ切付障泥楚鞞棟棧ノ子綱
一 秘記曰く鞍緑螺鈿沃懸地蘆鹿ノ切付浅黄
子綱無文章大清○此ハ時の行事倭の鞍
小風流の子綱を用ひたるをり

一 光源院相公之好亭駕回記小曰く進上物鞍
中 紫引兩筋一
畧 子綱腹帶 寸兩許附く室町殿記小東山殿

大将沖袷賀のとき内供仕装束。手綱腹帯
かろんふて筋を一寸またるに付へし手綱
白布ふてこつくりお緒にもくまらるる○
此は室町殿のころ晴の松といふは頃の武家の
面目なり

一 鎌倉年中行事に云く氏満満兼正月五日夜御
行初畧手綱腹帯。清菴の外葉へくまらるる助
黒草の外は用のへくまらるる手綱白きい悪くもいふ
るく又お交わすく手綱白きい悪くもいふ

かり白青黒此同一沖代るれも東の振に
同一くさるるなり 以上安都馬具佐

一 手綱の寸法の事長は五尺五分なり 馬具寸法記

一 手綱細きも太きもすく又寸法は七尺五寸に
古今も事なりたれも七寸は尺の外と知
へし軍の手綱といふはまやうに秘事なり

武馬必用

一 手綱長さ七尺五寸大逆物手綱は鞍の糸輪
にかけらると心形に通るほとり 伊勢家坐
右の書

一笠掛の糸綱は長さ前輪より一寸掛して一尺とさう
餘るはとさへ一同上

一長さの事糸綱七尺七寸とさう常の韁は
たうとさうの定めより控さへ一軍陣への糸
綱はかねの定めより一たうとさうの竹量と
かまき竹の物さうとさう見呉服さうの事さう
かねとさうの曲尺さう大工の持まかゝねの
物さうとさう 安都馬具佐

一糸綱の長さむ式ハ七尺五寸とさう軍陣大

逆物をとへ式ハの寸法控さへささう常
ハ八尺とさうもよきささう是ハとさう七尺五寸
にさうはとの事さう其心得小たつとさう

伊勢家坐右書

一糸綱腹帯は長さ八尺二分七尺大逆物か
射る韁ハ鞍の前輪にかけて糸二つ置はと長く
とさうとさうの最前ハ前輪と糸綱との間さう同く
カ皮強く踏づんとさうとさうして前輪
糸の糸とさうとさう馬とさう弓を持ては

右の手綱より依り馬を引くは丸や弓子
引矢ころの物を引かひ弓子。さうい馬子
引く小笠原の説より安都馬具佐

一 議一統云く本手綱は七尺五寸修羅の手綱

ハ二尋一尺常の手綱は九尺五寸社参物詣笠

掛犬追物のときハ八尺二寸〇是ハ武家の

人ニ乗試し定めしるあり同上

一 犬追物の手綱の寸ハ六尺七寸あり深やうハ

その賞翫なるへ大雙紙

一 元龜天正の乱國のころハ武用志を汝く

寄せ手綱の長短我勝を試み用するを仕け

後世ニ傳へても其ころの家風強る武家の傳來の

武器あれハ家格の風として用ある事あり安都馬具佐

一 政清云く犬追物の射子の韁ハ長サ其仁の鞍の

前輪に赤掛テ諸子を入れてらるゝこころハ

働らうゝて見るによき福もさく諸子を入れて

二 東は權方ほとよき入ハ大方定まらる法なり

但し是よりハ入小依り長くまへハ又手綱

牽ふと一尺二寸は深るまゝむりて横申し
し光翁来りて馬を勝善といふ人へ渡り
とき蛇口を恐れ弓の弦として受丸るまゝ九尺
五寸よもかゝり或は七尺五寸よもさるかたり
化る間九尺五寸の半細は蛇の腹筋とわたり
細きと付るてむ武はも牽ふと一尺二寸は
筋より化るる九尺五寸のとき蛇口のよもなる
しとふ七尺五寸のとき日木の弓の弦より七尺
五寸はゆるやうに深るも若しゆるまゝなる

一 弓馬故實ふ云く深やうのまゝ細も腹筋も
あ方の場を一尺さうり清黄も筋黄も地色
よもさう筋を細くさうり太くさうり好み次
第は骨へく走りかゝり引両筋として二筋つゝ
間を並て取りに付るまゝ嫌はるり是に人にあ
つゝ之筋をも付まゝさうり當世柳の色と
もるまゝ式よにおらゝあるまゝまゝさうり跡
あ方の場をさうりおらゝとまゝさうりかやう
にあ方の場をさうり地色さうり嫌はるり取深

網を式する 尺下 五寸をうり一色小深し又一寸つ

一色にこつをうり色小深し又五寸をうり一色に

深るるる色小深し又一寸つをうり一色に

ときうして用ひしより小笠原備前守入道宗信の

傳する 伊勢家坐右の書
軍用記

一 色網の取深にりしより一寸をうり一色網の先一尺をうり

を萌黄、それより一寸ほとつ、浅黄、白、萌、様筋

と付深、り、腹帯同然する 諸書當用抄

一 筋を細くに付くるを細筋とて、細く深きを

攸りかゝるの如く、を綵とて、 安都馬具佐

一 色網の地の草麻布を用る事、式かゝる亦

縮緬結かゝるを用わらば、さきにも利用、

布も細く、さきにもの内ぬけて、免し、又太色、

も免し、ほとつ、をうりて用ひ、一、深色、好ま

依へ、紫、茜、位、をうりて深る、ち、何色、よ、

細く、白筋を付る、よ、の、さ、押わ、う、て、青、白、の

二色の筋を用ある、なり

一 色網の布を用ひ、絹の、色網、の、内、ほと、る

七のあつじまこま〜當世のつじまの糸を
 用ひてしつゝおはきり忍仕を〜内免と表
 して用ひたるる縮の類い雨られてもつじ
 ろり糸太ちる用也へまらり 竹中百箇條
 一 紫と綱の大坂内陣内上洛の席申京の高き本
 ろり人騒く〜まにれと見よ〜由意の度放し馬
 ろり紫と綱と鈴いり
 権現杯沙意よ〜糸と銀を掛らむ〜四冠のふた
 澄もゆけい糸まらるるま〜紫の團いり〜

寛元開書

一 大双紙小云々大名家の子綱の寸九尺二寸
 腹帯同然〜るり佃〜二重腹帯るる〜一丈二
 尺ろり深やうい豹文〜も〜佃〜折〜深るる
 梅〜も志んろろりかやうよ〜も茜紫をい用ゆ〜
 を〜し〜隙一尺二寸ろり筋と豹文よ〜〜浅黄
 よ〜深るるる

負丈曰く豹文といこ色も五色も色と交り
 色取くるといへ素袍の紋をとも豹文よらる

事しつゝ細腹帯かよも色この筋を

まへて深るもの

武器考證

一 手綱をいゝりかぐるといふ志りくるとい

ふ式より深やうい五寸をうると一色深て又

五六寸も置して五寸をうると一色深るあり

色は初も若くも長乳二つのりうらて

わうらうらふらりいしきり

は長さい笠掛の
手綱の寸法あり

一 弓法私書に云く馬の手綱の事牽糸の際より

六寸いからんに深へ細をよりて銜よ志つけ

牽糸より六寸の事ありさし細の長さも

深る事仕付て後の寸法と心得へきあり細

やうい細くあるものあり

以上伊勢家坐右書

一 手綱一丈二尺より一両九布までとく一或

七寸やがし縫ふて軽きものを入るもよう

より又大躰持度の造りて襷を入るもよう

騎士用本

一 軍陣手綱は長さ二尋に股片方めて一尺五寸

つ 襷を入りし 軍用心得之記

一 細麻布の紺深一丈二尺を用ふ細助

して中草を入るを窓とし入り又長細

して二丈六尺と二重細を一方の尻や四方

を結ひ附張る洲濱形より引中をきりしより

しより先は丈五寸とまき為り芝繫の用を兼

武學拾粹

一 細の事ふのあつて細のあつて

けりし襷を入銜をふりへ皮を縫くはし

襷をい包まきし 回芳漫録

一 江州の住人多賀豊後高忠より入戦場

は毎々襷細を用ひしより馬の

けりし事しり吟味して用ひ 安都馬屋

一 馬上の働る細納やうあり常帯留漏と附

五寸の鞭より是を留るなり 竹中百箇條 一已持用集

一 常の如く布細を中より切て引とき仕掛に

いりあらし結ひて銜は仕掛並へ馬より七

倍し目を解き自由より徳分多し まきり

之くろく馬を繋ぐことなり

武道勇術集

一 馬上の細の事一はたをける細とては縁

をもまゝ引通し襟をかくる又一は帯へ通し

引解するやうにして働くなり

軍用心得記

一 藤を細とては細引の上を履きいしり巻き

銜のこみへ通し其友方の端を腹帯纏ひ

跡の四端を結付留し又友方の端を袴の母衣

付の穴をよめ乗やうに鞍に控えたるなり

と乗らう

武道勇術集
下同

一 腰に細の事仕やう種ありといへば保

志りの如く銜の引をよめ下より通し端を糸の

もとまゝ結付け下ろす細を四端をよめ通

し両腰に留置上手細を左右を留置たり

一 細をかきて馬乗事常にたるへり

敵味方乱れ合勝負を決し我馬いつくに

あるも去れり敵の放れ馬もある付ては

細もあき馬も細も或は弓の弦も

細もあき馬の口を強く割て袴と鞍

まきせう之乗るへり自由なるなり
一 大館尚氏記に云く、糸綱の取やう馬を内目
小掛る、手の糸綱長き、けの如く短き、け
の如く、つゝ、○是は當流とつゝの糸綱と
も、亦、他流の長さも、亦、又加賀志、つゝ
糸綱か、つゝ、珠は長短ある、かへかへ記を、つゝ
糸綱、七尺五寸とつゝ、腹帯八尺とつゝ、常と
たりとつゝ、の定め、残るへり、但し、軍陣の
定め、つゝ、つゝ、

一 又云く、馬より下りて、當世、糸綱をむく、裁、つゝ
人あり、悉く、た、つゝ、つゝ、貴人の馬、たり、つゝ、
下りて、つゝ、つゝ、の、つゝ、つゝ、人、か、つゝ、
糸綱を、裁、つゝ、牽、つゝ、の、つゝ、つゝ、人、か、つゝ、
引、つゝ、つゝ、糸綱を、か、つゝ、つゝ、つゝ、此、
公武の、變り、つゝ、室町殿の、季世、つゝ、つゝ、
せて、糸繩を、返、つゝ、つゝ、つゝ、つゝ、古の、姿の
如く、其、姿、古畫に、多、つゝ、今、代、つゝ、つゝ、
人、も、我、馬、つゝ、つゝ、糸綱を、返、つゝ、つゝ、つゝ、

